

定 款

一般社団法人高岡市歯科医師会

一般社団法人高岡市歯科医師会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人高岡市歯科医師会と称する。以下「本会」という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を富山県高岡市本丸町7番1号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、医道の高揚、歯科医学の進歩発展及び公衆衛生・歯科保健の普及向上を図り、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 歯科医学の進歩発展に関する事項
- (2) 公衆衛生並びに歯科保健の普及啓発に関する事項
- (3) 歯科医師及び歯科医療従事者の研修に関する事項
- (4) 社会保障制度における歯科医療の確立に関する事項
- (5) 市民及び会員への広報活動に関する事項
- (6) 会員の福祉・歯科医療の向上に関する事項
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事項

2 前項の事業は、富山県において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 日本歯科医師の免許を有し、かつ、高岡市内に就業所または住所を有するもので、本会の事業に賛同して入会したもの
- (2) 準会員 高岡市内の病院を代表する歯科医師
- (3) 名誉会員 歯科医学医術の研究又は本会の発展に著しく功労があった者で、会員総会において推薦されたもの

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、

理事会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、会員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 退会しても、納入した入会金、会費及び負担金の返還をしない。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の4分の3以上の決議によって当該会員を除名することができる。この場合においては、その会員に対し、当該決議を行う前に弁明の機会を与えねばならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 業務上不正の行為があったとき。
- (3) 歯科医師としての職務をけがしたとき。
- (4) 本会の名誉を棄損し、又は風紀を乱す行為をし、又は目的に反する行為をしたとき。
- (5) 本会の綱紀を乱したとき。
- (6) 会員としての重要な義務を履行しないとき。
- (7) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を正当な理由なく1年以上履行しなかったとき。
- (2) 歯科医師の資格を失ったとき。
- (3) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (4) 当該会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- (5) 本会が解散したとき。

第4章 役員

(役員を設置)

第11条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事10名以上16名以内
 - (2) 監事2名以内
- 2 理事のうち1名を会長、1名を副会長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第12条 理事及び監事は、立候補者又は推薦候補者のうちから、会員総会の決議によって選任する。

2 会長は会員総会において別に定める選挙規定により選出する。

3 副会長及び専務理事は、会員総会の承認を得て会長が委嘱する。

4 理事及び監事は相互に兼ねることはできない。

(理事の職務及び権限)

第13条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、副会長、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第14条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第15条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第16条 理事及び監事は、会員総会の4分の3以上の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第17条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、会員総会において別に定める総額の範囲内で、会員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第5章 会員総会

(構成)

第18条 会員総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の会員総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第19条 会員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第20条 会員総会は、定時会員総会として毎年度6月に開催するほか、必要がある場合に臨時会員総会を開催する。

(招集)

第21条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第22条 会員総会の議長は、当該会員総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第23条 会員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議及び代理人)

第24条 会員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第11条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとし、挙手により採決を行うものとする。

4 正会員は、代理人をもって議決権を行使することができる。ただし、代理人は正会員でなければならない。この場合、代理人は代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。

ない。

(議事録)

第25条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名が、署名押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第26条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会員総会に付議すべき事項

(招集)

第28条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 会計

(事業年度)

第31条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第32条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、会員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第33条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (6) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定時会員総会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号及び第5号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 顧問及び委員

(顧問)

第34条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長の諮問に応じ、会員総会又は理事会に出席して意見を述べることができる。但し、構成員として決議に加わることはできない。

(委員会)

第35条 本会に委員会を置くことができる。

2 委員会に関し必要な事項は、会長が会員総会の決議を経て別に定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、会員総会の4分の3以上の決議によって変更することができる。

(解散)

第37条 本会は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第38条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第39条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第31条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会の最初の代表理事である会長は岩崎弘治とする。